

非常災害発生時の学校対応マニュアル～家庭掲示用～

1 災害・事故等の種類にかかわらず

午前6時の時点で全市あるいは学区内が『停電』の場合

原則として、『休校』

※ただし、早期復旧見込みの場合は、メール配信の上、「出校」

2 台風・大雨・大雪等の警報発令時の対応

①児童が在宅時に『警報』発令の場合

原則として、『出校』

・ただし、大型台風等で「暴風警報」等が出された場合は、メール配信の上、「休校」の措置をとることあり。
・学校からのメールの有無によらず、「登校が危険」と保護者の方が判断した場合は「登校を見合わせる」、または「登校を遅らせる」などの措置をとってください。

②児童が在宅時に『特別警報』発令の場合

原則として、『休校』

③児童が在校中に『警報』発令の場合

状況を見て、対応について『メール配信で連絡』
(通常下校・待機中・引き渡しのお願
い・集団下校等を想定)

・警報発令時以外にも、気象状況の急変や災害時、不審者情報を含む事故・事件発生時には、「メール配信」で対応を連絡します。メールを確認後は「開封確認」を必ずお願いします。
・メールアドレス未登録の方には、電話連絡いたします。

④児童が在校中に『特別警報』発令の場合

原則として、『保護者引き渡し』

・非常災害時にはメールも電話もつながりにくくなります。『特別警報』発令時には、学校からの連絡がなくても学校に自主参集して下さるようお願いします。

3 地震発生時の対応

※この場合の「震度」は、報道機関発表の青森県三八地方の震度ではなく、八戸市の震度で判断します。

震度5弱以上

①児童が在宅時に発生の場合

夜間発生→『翌日休校』

早朝発生→『当日休校』

②児童が在校中に発生の場合

原則として、『保護者引き渡し』

・メールや電話がつながらない可能性があります。左記の「特別警報」発令時と同様に、学校からの連絡がなくても、お子さんの引き渡しのため、学校に自主参集して下さるようお願いいたします。
・震度5弱以上の地震が16:30以降に発生した場合、翌日の給食は自動的に中止となります。

震度4以下

①児童が在宅時に発生の場合

原則として、『出校』

・ただし、「登校が危険」と保護者の方が判断した場合は「登校を見合わせる」、または、「登校を遅らせる」などの措置をとってください。
(その場合、学校に連絡して下さると、出席停止等の扱いとなり、欠席にはなりません。)

②児童が在校中に発生の場合

原則として、『普通下校』

・周囲の状況により、「保護者引き渡し」や「集団下校」の措置をとる場合もあります。その場合は「メール配信」で対応を連絡します。

☆登下校中に地震等の災害が起きた場合について

様々な場面を想定して、緊急時の御家族の集合場所や避難場所、練習場所等の約束を決めておいて下さるようお願いいたします。

(例)①学校に避難する。 ③学校か自宅の近い方に避難する。
②自宅に戻る。 ④事前に決めた避難所に避難する。 など。

〈お子さんの引き渡し場所について〉

・災害時には、お子さん方を原則として体育館で引き渡しますが、状況によっては各教室で待機させる場合もあります。引き渡し場所についてはメールでお知らせします。